

## 「アプリ利用規約（「しんきん通帳利用規約）」 新旧対照表

旧	新
<p>しんきん通帳利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「しんきん通帳」を利用する場合の取扱いを明記したものです。</p> <p><b>第1条【サービス内容等】</b></p> <p>1. サービス内容</p> <p>「しんきん通帳」（以下、「本アプリ」といいます）は、しんきん共同センター加盟信用金庫のスマートフォン専用アプリで、本アプリに登録する信用金庫（以下、「登録信用金庫」といいます）所定の口座情報等の閲覧および登録信用金庫の定めに応じて定期預金取引、各種申込等を行うことができるサービスです。</p> <p>2. 預金残高照会、取引明細照会機能</p> <p>「しんきん通帳」サービス（以下、「本サービス」といいます）では、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の10件を表示します。</p> <p>なお、本アプリは、同一名義人の<u>口座</u>であれば、1台のスマートフォン端末につき信用金庫を5つまで登録でき、1信用金庫あたり口座を5つまで登録できます。</p> <p>（略）</p> <p>4. 通帳レス機能</p> <p>本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を、紙の通帳を使用しない「通帳レス」口座に切替えることができます。お客さまは「通帳レス」口座に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。</p>	<p>しんきん通帳利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「しんきん通帳」を利用する場合の取扱いを明記したものです。</p> <p><b>第1条【サービス内容等】</b></p> <p>1. サービス内容</p> <p>「しんきん通帳」（以下、「本アプリ」といいます）は、しんきん共同センター加盟信用金庫のスマートフォン専用アプリで、本アプリに登録する信用金庫（以下、「登録信用金庫」といいます）所定の口座情報等の閲覧および登録信用金庫の定めに応じて定期預金取引、<u>定期積金取引</u>、各種申込等を行うことができるサービスです。</p> <p>2. 預金残高照会、取引明細照会機能</p> <p>「しんきん通帳」サービス（以下、「本サービス」といいます）では、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>普通預金</u>口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の10件を表示します。</p> <p>なお、本アプリは、同一名義人であれば、1台のスマートフォン端末につき信用金庫を5つまで登録でき、1信用金庫あたり<u>普通預金</u>口座を5つまで登録できます。</p> <p>（略）</p> <p>4. 通帳レス機能</p> <p>本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>普通預金</u>口座を、紙の通帳を使用しない「通帳レス」口座に切替えることができます。お客さまは「通帳レス」口座に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。</p>

旧	新
<p>「通帳レス」口座への切替後は紙の通帳は使用不可となります。切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に紙の通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。</p> <p>(略)</p> <p>6. 定期預金取引</p> <p>本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p><u>7. 各種申込機能</u></p> <p>本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて以下の手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、口座情報の登録および本人認証のためログインパスワードの入力が必要となります。</p>	<p>「通帳レス」口座への切替後は紙の通帳は使用不可となります。切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に紙の通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。</p> <p>(略)</p> <p>6. 定期預金取引</p> <p>本アプリでは、<u>登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての定期預金の明細をご確認いただけるほか</u>、登録信用金庫の定めに応じて定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。</p> <p><u>7. 定期積金取引</u></p> <p><u>本アプリでは、登録信用金庫所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての定期積金の明細をご確認いただけるほか、登録信用金庫の定めに応じて定期積金口座の新約、口座振替等による掛け込みの設定を行うことができます。利用の可否および利用可能な取引内容については、登録信用金庫の各規約をご確認ください。</u></p> <p><u>8. 各種申込機能</u></p> <p>本アプリでは、登録信用金庫の定めに応じて以下の手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、<u>普通預金の</u>口座情報の登録および本人認証のためログインパスワードの入力が必要となります。</p>

旧	新
(略)	(略)
8. 定期的なお客さま情報の確認	9. 定期的なお客さま情報の確認
(略)	(略)
9. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク	10. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク
(略)	(略)
10. 規約への同意	11. 規約への同意
(略)	(略)
<b>第2条【利用条件】</b>	<b>第2条【利用条件】</b>
1. 本サービスは、登録信用金庫の普通預金口座をお持ちで、 <u>その口座でキャッシュカードをご利用の個人のお客さま本人</u> が対象です。	1. 本サービスは、登録信用金庫の普通預金口座をお持ちの個人のお客さま本人が対象です。
(略)	(略)
<b>第6条【注意事項】</b>	<b>第6条【注意事項】</b>
(略)	(略)
4. メイン口座	4. メイン口座
同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（登録信用金庫における初回	同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（登録信用金庫における初回

旧	新
<p>登録口座) として利用することはできません。</p> <p>既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている口座 を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。</p> <p>(略)</p> <p><b>第14条【準拠法・合意管轄】</b></p> <p>本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、登録信用金庫本店<u>または「代表口座」</u>開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>以上</p> <p>(令和4年12月19日現在)</p>	<p>登録の<u>普通預金</u>口座) として利用することはできません。</p> <p>既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている<u>普通預金</u>口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。</p> <p>(略)</p> <p><b>第14条【準拠法・合意管轄】</b></p> <p>本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、登録信用金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>以上</p> <p>(令和7年2月25日現在)</p>

## 「広島みどり信用金庫 通帳レス口座」に関する特約 新旧対照表

旧	新
<p><b>1. (特約の適用範囲等)</b> (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われ、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されます。</p> <p>①普通預金規定 ②定期性総合口座取引規定</p> <p><b>2. (通帳レス口座)</b></p> <p>(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に替えて『しんきん通帳アプリ』（以下「通帳アプリ」という。）の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</p> <p>(省略)</p> <p><b>3. (取扱店の範囲)</b></p> <p>(1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機</p>	<p><b>1. (特約の適用範囲等)</b> (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われ、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されます。</p> <p>①普通預金規定 ②定期性総合口座取引規定 <u>③定期預金等規定集</u> <u>④定期積金規定</u></p> <p><b>2. (通帳レス口座)</b></p> <p>(1) 通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』（以下「通帳アプリ」という。）の利用により入出金明細を確認いただく<u>普通</u>預金口座をいいます。</p> <p>(省略)</p> <p><b>3. (取扱店の範囲)</b></p> <p>(1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機</p>

旧	新
<p>を使用した通帳によるお取引（<u>入出金、記帳等</u>）はご利用いただけません。</p> <p>（省略）</p> <p>4. ～7.（省 略）</p> <p><b>8.（預金の払戻し等）</b></p> <p>（1）店頭における通帳レス口座の<u>普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続</u>をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。</p> <p>（2）前項の<u>払戻しまたは解約等</u>の手続きに加え、当該預金の<u>払戻しまたは解約等</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは<u>払戻しまたは解約等</u>を行いません。</p> <p><b>9.（『通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項）</b></p> <p>（1）『通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『通帳アプリ』に通帳レス口座として登録されている<u>普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という。）</u>とする場合に受け付けます。</p> <p>（新設）</p>	<p>を使用した通帳によるお取引（<u>振替入金、定期入金、定期積金の入金等</u>）はご利用いただけません。</p> <p>（省略）</p> <p>4. ～7.（省 略）</p> <p><b>8.（預金の払戻し等）</b></p> <p>（1）店頭における通帳レス口座の<u>お取引</u>をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、<u>対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示を求めることがあります。</u></p> <p>（2）<u>当金庫は、</u>前項の<u>お取引</u>の手続きに加え、当該預金の<u>お取引</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは<u>お取引</u>を行いません。</p> <p><b>9.（『通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項）</b></p> <p>（1）『通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『通帳アプリ』に通帳レス口座<u>または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座を含む。）</u>をご登録いただく場合に受け付けます（以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という。）。</p> <p><u>（2）本アプリを利用した定期預金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。</u></p>

旧	新
<p>(2) 『通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、<u>当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。</u></p> <p>(3) 『通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。</p> <p>(4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 『通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録<u>普通預金口座、またはお客様が指定するお客様名義の他の普通預金口座（登録普通預金口座と同一の信用金庫および同一の店舗の普通預金口座に限る。）</u>へ振り替えます。</p> <p>(4) <u>当金庫が特に定める場合を除き、</u>『通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、登録普通預金<u>口座</u>のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金<u>口座</u>の届出印鑑と共通とします。</p> <p>(5) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</p> <p><b><u>10.（『通帳アプリ』による定期積金取引に関する注意事項）</u></b></p> <p>(1) 『通帳アプリ』により当金庫所定の定期積金取引を行うことができます。<u>定期積金の新約については、同一名義で、『通帳アプリ』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座を含む。）をご登録いただいた場合のみ、受け付けます（以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という）。</u></p> <p>(2) <u>本アプリを利用した定期積金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。</u></p> <p>(3) <u>毎月の掛込金については、原則、同一信用金庫内の登録普通預金口座から振り替えます。また、満期日に、原則、掛込金振替元の登録普通預金口座に掛金総額と給付補填金を振り替えます。</u></p> <p>(4) <u>当金庫が特に定める場合を除き、</u>『通帳アプリ』にて開設した定期積金口座のお取引店は、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。</p> <p>(5) <u>定期積金に関するお取引の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要にな</u></p>

旧	新
<p><u>10.</u> (通帳レス口座の解約) (省略)</p> <p><u>11.</u> (特約の変更) (省略)</p> <p><u>(令和4年12月19日現在)</u></p>	<p><u>りますので、店頭にてお申し出ください。</u></p> <p><u>11.</u> (通帳レス口座の解約) (省略)</p> <p><u>12.</u> (特約の変更) (省略)</p> <p><u>(令和7年2月25日現在)</u></p>